

職員の給与等に関する報告および勧告

令和4年10月

滋賀県人事委員会



滋 人 委 第 2 6 0 号
令和 4 年 (2022 年) 10 月 14 日

滋賀県議会議長 岩 佐 弘 明 様

滋 賀 県 知 事 三 日 月 大 造 様

滋賀県人事委員会
委員長 曾 根 寛

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項および第 26 条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置を執られるよう要請します。

別記第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年 10 月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかについて検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適

切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

2 職員の給与

本委員会が、令和4年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員 8,908 人、県費負担市町立学校教職員 7,139 人、合計 16,047 人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等 10 種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は 3,444 人で、その平均給与月額は 349,192 円（給料 319,851 円、扶養手当 8,434 円、地域手当 20,907 円）であり、平均年齢は 41.1 歳（男性 42.3 歳、女性 38.9 歳）、性別構成は男性 65.7%、女性 34.3%、学歴別構成は大学卒 73.9%、短大卒 11.3%、高校卒 14.8%となっている。

また、全職員の平均給与月額は 378,661 円（給料 347,870 円、扶養手当 8,691 円、地域手当 22,100 円）であり、その平均年齢は 40.6 歳（男性 41.0 歳、女性 40.0 歳）、性別構成は男性 59.0%、女性 41.0%、学歴別構成は大学卒 84.5%、短大卒 5.7%、高校卒 9.6%、中学卒 0.2%である。

（参考資料第 1 表から第 4 表まで参照）

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 648 事業所から、層化無作為抽出法により抽出した 133 の事業所を対象に、「令和 4 年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 5,942 人および研究員、教員等 32 職種の 608 人について、本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額および当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、95.5%と極めて高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(4)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,102人の給与について調査したところ、参考資料第15表のとおりとなっている。

(参考資料第15表参照)

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初任給 (規模計)
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	210,219
	短 大 卒	190,770
	高 校 卒	171,061

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

(参考資料第16表参照)

(3) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況について調査したところ、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は49.0%(昨年32.9%)、ベースダウンを実施した事業所はなかった(同1.8%)。

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	49.0	9.5	-	41.5
課 長 級	39.3	9.3	-	51.4

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(参考資料第21表参照)

また、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.8%(昨年82.1%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.5%(同18.9%)、減額となっている事業所の割合は3.8%(同9.7%)となっている。

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係 員	90.7	89.8	28.5	3.8	57.5	0.9	9.3
課 長 級	80.7	79.7	24.1	3.0	52.6	1.0	19.3

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料第22表参照)

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額の4.41月分となっている。

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	386,667	293,889
	上半期 (A2)	387,176	287,482
特別給の支給額	下半期 (B1)	864,513	554,550
	上半期 (B2)	841,819	520,700
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.24	1.89
	上半期 (B2/A2)	2.17	1.81
	年間計	4.41	3.70
年間の平均		4.41	

注1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

(参考資料第19表参照)

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

(1) 月例給

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢41.7歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして1,051円（0.28%）下回っていた。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[\frac{A-B}{B} \times 100 \right]$ (%)
374,723円	373,672円	1,051円 (0.28%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額の4.41月分に

相当しており、職員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給（給料）の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.7であったが、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するための地域手当補正後のラスパイレス指数では99.0であり、国家公務員の水準を下回っている。

なお、地域手当補正前の同年の47都道府県の平均は99.9、近畿6府県は99.4～100.9であった。

6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国で2.5%、大津市で2.2%上昇している。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ163,210円、183,170円および203,110円となっている。

（参考資料第27表および第28表その2参照）

7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月8日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

8 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとと

もに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

諸手当のうち扶養手当については、子に係る扶養手当は、本年4月1日現在、9,700円であるが、本年の公民較差および給料表の改定を考慮し、9,900円に引き上げることが適当である。

期末手当および勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることとする。

Ⅱ 人事管理に関する事項

1 人材の確保

近年、少子高齢化や民間企業の高い採用意欲、就職活動の早期化等の影響により、上級試験の受験者数が減少傾向にある一方、本県においては一定の退職者数が見込まれるとともに、2025年開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会など今後本県で開催予定の行事に向けて必要な人員を確保するため、採用予定人員は増加傾向にある。

このような中、優秀な人材の確保に向けて、本年度は「滋賀県版通年採用」を導入し、最終合格者の希望を踏まえた採用時期の柔軟化を打ち出すとともに、行政職（アピール試験型）において、面接試験に加え筆記試験でも各受験者の実績や強みを評価することとし、より人物重視の試験とする見直しを行ったが、本年度の上級試験の受験者数は547人、競争倍率は3.6倍と、いずれも過去10年間で最低となった。特に、人材獲得競争が激しい一部の技術系職種については、必要人員を確保できていない状況が続いている。

国においては、国家公務員採用試験の見直しが進められているところであり、本県においても国の動向を注視しつつ、特に技術系職種については民間企業の内々定解禁日（6月1日）を見据えた採用試験制度の見直しを検討する必要がある。

また、就職先として選ばれるために、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境づくりに向けた取組を強化し、職場としての魅力を高めることが重要である。

任命権者においても、受験者の確保に向け、人材確保が困難な職種等を中心に各職種の魅力ややりがいを今まで以上に強くアピールしていくことが必要であり、引き続

き本委員会としても任命権者とより一層連携を強化していく。

2 全ての職員の活躍推進

人口減少や少子高齢化、第4次産業革命と呼ばれる飛躍的な技術革新など、本県を取り巻く環境は日々変化するとともに、近年若手職員や女性職員が増加し、今後は定年引上げに伴い高齢期職員の増加が想定されるなど、職員構成も変化してきている。

このような中、複雑化・多様化する行政需要に的確に対応するためには、性別、年齢、障害の有無を問わず、多様な経験や価値観を有する全ての職員が互いの差異を多様性として認め合い、個性や強みを活かして能力を十分に発揮し、県庁力を最大化させる必要がある。

そのためには、職場におけるOJTを通じて職員の意欲と能力を向上させるとともに、日頃の職場内での活発なコミュニケーションを通じて、早期に課題を発見し、創造力と柔軟性をもって課題解決に取り組んでいくことが求められる。

具体的には、組織の基礎的単位である係においてOJTやマネジメントを係長のみが担うのではなく、係員も積極的に係運営に参画するとともに、管理職員が適時適切に係長を支援し、職員同士が互いに学び育ち合う組織風土を醸成することが重要である。任命権者においては、引き続き中堅・若手職員向けのフォロワーシップや後輩指導に関する研修、管理職員のマネジメント力を強化するための研修等を充実させていく必要がある。

さらに、人事評価については、管理職員が部下職員との積極的なコミュニケーションを通じて職員の強みや弱み、業務の進捗状況を的確に把握し適切なフィードバックを行うなど、人事評価制度のねらいである人材育成やキャリア形成支援等に生かしていく必要がある。

また、障害者雇用や女性職員の活躍推進については、昨年の本委員会の報告で言及しているとおり、職員が能力を十分に発揮し、やりがいをもって働き続けられるよう、引き続き職場環境を整備し支援していくなど、取組を進める必要がある。

3 働き方改革の推進と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

本県では、令和元年度から時間外勤務を命ずることができる時間の上限を設定した上で、その例外的な取扱いとして、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、上限時間を超えて時間外勤務を命ずること

ができることとしている。

任命権者からの報告によれば、知事部局で特例業務に従事し、他律的業務の比重が高い部署における上限時間である月 100 時間等の規制を超えて時間外勤務を命じられた職員は令和 2 年度に 102 人（対前年度+80 人）と前年から大きく増加している。その主な要因は、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に係る調査等の業務であり、同業務に係る対応の長期化による職員の疲弊が危惧される。

災害等に伴う臨時・応急的な対応として、法令等に定める手続きに基づいて処理されているとはいえ、職員の健康確保には最大限配慮しなければならず、本委員会としては、特定の職員にいわゆる過労死ラインを超える長時間労働を強いるような勤務実態を強く懸念するところである。

また、上限時間の導入にもかかわらず、昨年度の 1 人当たり月平均の時間外勤務は知事部局で前年度から 1.9 時間の増加となり、令和 2 年度以降増加に転じていることから、新型コロナウイルス感染症対応を担う保健所等の業務への全庁的な応援体制が敷かれている中、並行して本来の業務を行わざるを得ない事情があったものの、長時間労働の縮減効果が表れているとは言い難い。

本委員会の報告では、これまでから再三にわたり業務量と人員配置の適正化に言及してきたところであり、この間、任命権者においても増大する行政需要の対応を踏まえ、職員定数の増や全庁的な応援体制の構築に取り組まれてきた。

しかしながら、上述の長時間労働の実態に加え、昨年度に知事部局で実施された職員アンケートからも「過大な業務量」を負担と感じる職員の声が目立って表れており、ワーク・エンゲージメントの観点からも早急に状況の打開が求められる。

任命権者においては、より効率的な業務執行を目指して、業務の見直しが推進されているが、仕事と家庭生活の両立支援制度の充実などに伴い、現状の労働力の確保自体も課題となる中、業務を適切に遂行できる体制を維持するとともに、災害等の緊急事態に臨機応変に対応できる柔軟性を確保するため、必要な部署において適切な人員増強が図られるよう実効性のある取組が必要である。

(2) 学校における働き方改革の推進

教員の長時間労働については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）の適用をめぐる判決や教員の不足と関連付けて大きく報道されており、近年、社会的な関心も高まっていることから、教員免許状の授与件数が大きく減少するなど教職の魅力にも影響があると言われている。

本県では、「学校における働き方改革取組計画」において、教職員の超過勤務時間を原則月 45 時間とするなどの目標を掲げ、教育委員会を挙げて取り組まれているところであるが、昨年度、時間外在校等時間が 45 時間を超えた教職員は県立学校全体で 20.2%（対前年度+2.1 ポイント）と、未だ十分な成果には至っていない。

県立学校では、本年度から統合型校務支援システムの導入に伴い、ICカードを利用した在校等時間の管理ができるよう改善されたところであり、引き続き「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する方針」に基づき、業務量を適切に管理し、教員の健康確保等に取り組む必要がある。

教員が担う業務のうち、教員以外の職種との連携、協力により負担軽減が可能な業務については、引き続きスクール・サポート・スタッフの配置など多様な人材の活用を図るとともに、教育的意義に係る議論も踏まえ、必ずしも教員や学校が担う必要のないとされた業務については、保護者や地域の理解と協力の下で、組織的に外部への移行を進めていく必要がある。その際、調整に当たる教員のみならず改革に伴う負担が集中しないよう、教育委員会や管理職員等の支援が得られる体制を確保する必要がある。

教員の長時間労働に対する懸念や教員免許取得者の減少等を背景として、教員採用試験の競争率は全国的に低下傾向にあり、年度途中の産前・産後休暇や病気休暇等による欠員の補充も容易でないなど、絶対的な人的不足により多忙化が解消されにくい側面がある。

国においては、令和元年の給特法改正時の附帯決議において、「給特法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討」が求められていることも踏まえ、現在、教育職員の勤務実態調査が行われているところであり、任命権者においては、こうした国の動向も注視しつつ、各学校と相互に連携し、引き続き学校における働き方改革と適切な教員数の確保の両面から取組を推進する必要がある。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

昨年度の知事部局の男性職員の育児休業取得率は 46.5%（対前年度+18.9 ポイント）と、特定事業主行動計画に掲げる目標値 40.0%を初めて達成した。

さらに、本年度からは知事が「男性職員の育児休業 100%宣言」を行い、希望する全ての男性職員が育児有業を取得できるよう取組を進めることとされたところである。

加えて、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）等の改正により、本年 10 月 1 日から育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休

暇の対象期間の拡大等が図られたことから、今後、一層の育児休業等取得者の増加が見込まれる。

育児休業その他の休暇等（以下「育児休業等」という。）により職員が一時的に欠ける場合の対応が適切に行われることは、日頃から特定の職員に業務が偏ることがなく、突発的な事態にもチームとして機能する働きやすい職場を築き上げるための試金石となるものである。

任命権者においては、職員が育児休業等を取得した場合の業務分担の見直し等が適切になされるよう管理職員への支援を行うとともに、全ての職場で業務遂行に必要な体制が維持できるよう組織全体の人員体制の見直しを行うなど、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に一層取り組む必要がある。

また、多様で柔軟な働き方は、育児や介護等の時間的制約を抱える職員の働きやすさやワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、業務の効率化や非常時における業務継続の観点からも重要な取組である。

本年、人事院は「公務員人事管理に関する報告」において、フレックスタイム制および休憩時間制度の柔軟化に向けて必要な措置を講じる旨、言及した。一方、本県においては、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づくフレックスタイム制としては実施されていないが、任命権者の定める服務規程に基づき、時差出勤や在宅勤務における勤務時間の割振り変更が実施されているところである。

柔軟な働き方に対応した勤務時間制度は、行政サービスの低下を招かないことは勿論、勤務時間や業務の進捗等が適切に管理されることも考慮して実施する必要があるため、更なる柔軟化を検討するに当たっては職場実態を十分に踏まえることが肝要である。

(4) 職員の健康確保

新型コロナウイルス感染症への対応など、平時の業務と並行して、臨時・緊急的な対応や人員に比して過大な業務量が求められる実態があり、先述したとおり、こうした業務が職員に与える心身の負担は大きく、健康障害の発症や公務能率の低下が懸念される。

任命権者においては、長時間労働により健康が損なわれるおそれの高い状況にある職員を見逃さず、医師による面接指導等の必要な措置が確実に実施されるよう、管理職員等に対する支援や指導を徹底する必要がある。

勤務間インターバル制度は、働く者の生活や睡眠のための時間の確保に効果的な取組として、政府の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」でも、その導入

促進が重点対策として掲げられている。本県では、知事部局において、午後 10 時以降の時間外勤務を原則として行わない等の取組が行われているが、実際に遅出勤務等によりインターバルが確保されているかについては必ずしもその把握が十分ではない。

国家公務員の勤務間インターバル確保の方策については、人事院の学識経験者による研究会において検討することされており、そこでの議論も参考に、職員の健康確保に資するよう運用を工夫する必要がある。

また、知事部局では、精神疾患により 30 日以上勤務を離れて療養した職員のうち、昨年度に新たに療養を開始したものが 54 人（対前年度+24 人）と大きく増加し、中でも 20 代から 30 代までの若手職員において増加傾向が顕著に表れており、「人こそが最大の経営資源」と考える本県にとって、その対策は重要な課題である。

メンタル不調の要因は様々であり、その対策も多岐にわたることから、不調を訴えた職員に直接対応する職員だけでなく、業務を管理する職員や職員の健康管理を所管する部署と連携し、初期段階から健康リスクの高い職員に対するサポートを丁寧に進める必要がある。

(5) ハラスメントの防止

近年、職場におけるハラスメントに関して、企業トップが謝罪に追い込まれる事態が相次いで報道されている。このことは、ハラスメントが加害者個人の問題ではなく、組織全体の責任が問われるという認識が社会に広まってきたことの証左でもある。

こうした中、本県においても、範を示すべき立場にある管理職員によるパワー・ハラスメントを理由とした懲戒処分事案が一昨年、昨年に引き続き発生しており、被害を受けた職員の心身に及ぼす影響は勿論のこと、職場全体の士気や生産性の低下など勤務環境の悪化が懸念される。

本県では令和 2 年に各種ハラスメントの防止等に関する指針を改定し、苦情相談等の対策が講じられているが、日頃から任命権者をはじめ幹部職員がハラスメントを職場からなくすという強い意志とメッセージを示し、ハラスメントを許さない組織風土の確立に向け、継続して取り組む必要がある。

なお、パワー・ハラスメントと非難されることを過度に恐れて必要な指導等を躊躇^{ちゅうちよ}する場面が多くなれば、人材の育成が十分に行われず、行政サービスの質の低下につながることも考えられる。重要なことは、職場での適切なコミュニケーションを土台として、研修等を通じた意識啓発を繰り返し、ハラスメントの防止につい

て全ての職員の理解を深めることである。

4 定年の引上げ

令和5年度から、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入することと併せて、本県においても高齢者部分休業を実施することとされた。

任命権者においては、少子高齢化が進行する中、複雑化・高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、能力と意欲のある高齢期職員を活用するという制度の趣旨に沿って適切な人事管理に取り組む必要がある。

また、定年の引上げと併せて60歳を超える職員の多様な働き方が導入されることから、毎年の退職者数を正確に見通すことが困難になるが、職員に任用や給与等に係る情報を十分に提供し、併せて60歳以降の働き方に係る職員の意向を的確に把握することをはじめ、中長期的な視点から採用予定人員を検討することにより、将来にわたり安定的に行政サービスを提供できる体制を確保する必要がある。

なお、60歳を超える職員の給与について、国においては、60歳の前後で連続的な給与水準となるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずるものとされていることから、引き続き動向を注視していく。

5 公務員倫理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者として、自らの行為が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを強く認識し、法令を遵守することは勿論のこと、高い倫理観を持って公務を遂行しなければならない。

特に管理職員は、その立場を自覚し、率先垂範して厳正な態度を示すとともに、部下職員に対する指導監督に努めるべきである。

本年に入ってから管理職員による飲酒後の自家用車運転によるひき逃げ事故や教職員による勤務校の生徒に対する不適切な行為など、公務員倫理に著しく欠ける事案が発生しており、県政に対する信頼の低下、ひいては今後の公務の遂行に与える影響が危惧される。

任命権者においては、「滋賀県職員倫理規程」や「滋賀県職員コンプライアンス指針」等を策定し、職員としての判断や行動のあり方を示すとともに、研修や折々の通知により綱紀粛正が図られてきたところであり、今後も引き続き再発防止に取り組む必要がある。

しかしながら、依然として不祥事が後を絶たない状況を鑑みれば、他者からの行動

の促しによる効果は限定的と言わざるを得ず、職員が自分事として己を省みる姿勢が何よりも求められる。

本委員会としては、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することを強く望むものである。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するため、月例給および特別給の引上げを行う内容の報告および別記第2の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、職員の適正な処遇が確保されるよう要請する。

(別紙)

人事院「給与勧告の骨子」

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

・月例給：令和4年4月1日

・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

人事院「公務員人事管理に関する報告の骨子」

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

別記第 2

勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当については、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、滋賀県職員等の給与等に関する条例第 10 条第 4 項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 9,900 円とすること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和 4 年 12 月期の支給割合

a b および c 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.5 月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.25 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.6 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

(イ) 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

a b および c 以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.575 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については同年12月1日から、1(2)イ(イ)については令和5年4月1日から実施すること。

(別表)

ア 行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 警察職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200

	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
再	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
任	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
用	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
職	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
員	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
以	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
外	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
の	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
職	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
員	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200		
95	301,700	325,600	352,100	384,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300		
97	304,100	328,100	354,900	385,700		
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			

	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再 用 員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900

	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
再	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
任	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
用	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
職	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
員	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
以	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
外	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
の	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
職	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
員	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

工 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300

	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
再	60	391,100	465,400	516,200	567,100
任	61	391,600	466,200	517,100	568,000
用	62	392,100	466,900	517,900	568,900
職	63	392,500	467,600	518,800	569,800
員	64	393,000	468,300	519,600	570,700
以	65	393,300	469,000	520,500	571,600
外	66		469,700	521,400	
の	67		470,400	522,100	
職	68		471,000	523,000	
員	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

才 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700

	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
再	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
任	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
用	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
職	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
員	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
以	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
外	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
の	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
職	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
員	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

カ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500

	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
再	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
任	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
用	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
職	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
員	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
以	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
外	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
の	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
職	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
員	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			

	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任 用職 員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

キ 福祉職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400

	45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200
	46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000
	47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400
	48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100
	49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600
	50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000
	51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400
	52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800
	53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200
	54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	442,600
	55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	443,000
	56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
	57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
	58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
	59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
再	60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
任	61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
用	62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100	
職	63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400	
員	64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700	
以	65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
外	66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
の	67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
職	68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
員	69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
	70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
	71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
	72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000	
	73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200	
	74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500	
	75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
	76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000	
	77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200	
	78	251,800	315,700	341,400	386,000		
	79	252,700	316,400	341,900	386,500		
	80	253,500	317,100	342,300	387,100		
	81	254,400	317,400	342,500	387,600		
	82	255,000	317,700	342,800	388,000		
	83	255,800	318,300	343,300	388,400		
	84	256,600	318,600	343,700	388,800		
	85	257,200	319,000	344,000	389,000		
	86	258,000	319,300	344,300	389,200		
	87	258,700	319,700	344,800	389,500		
	88	259,600	320,000	345,200	389,800		

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			

	133	278,600					
	134	278,900					
	135	279,300					
	136	279,600					
	137	279,800					
	138	280,100					
	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					
	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ク 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	

	45	242,900	298,900	360,300	410,600
	46	244,200	301,300	362,300	411,900
	47	245,500	303,500	364,200	413,400
	48	246,600	306,100	366,200	415,000
	49	247,900	308,300	367,800	416,700
	50	249,300	310,700	369,600	418,100
	51	250,500	313,000	371,500	419,700
	52	251,900	315,200	373,500	421,200
	53	253,000	317,300	375,300	422,900
	54	254,200	319,100	377,100	424,400
	55	255,500	320,700	378,900	426,000
	56	256,500	322,300	380,600	427,600
	57	257,800	324,200	382,100	429,100
	58	258,500	326,300	383,700	430,600
	59	259,600	328,400	385,400	431,800
再	60	260,600	330,400	387,100	433,000
任	61	261,700	332,500	388,300	434,200
用	62	262,600	334,600	389,700	435,500
職	63	263,700	336,800	391,100	436,800
員	64	264,500	339,000	392,400	438,000
以	65	265,800	340,700	393,800	439,200
外	66	267,200	342,900	395,000	440,400
の	67	268,600	344,900	396,400	441,600
職	68	270,200	347,100	397,800	442,800
員	69	271,500	348,900	399,100	444,000
	70	272,800	350,800	400,400	445,200
	71	274,100	352,800	401,800	446,400
	72	275,400	354,800	403,100	447,600
	73	276,400	356,400	404,400	448,700
	74	277,600	358,300	405,800	449,300
	75	278,900	360,100	407,200	449,800
	76	279,900	362,000	408,500	450,300
	77	280,800	363,800	409,700	450,800
	78	281,800	365,500	410,900	
	79	282,800	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	

89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	

	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- 注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ケ 小学校および中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	

	45	242,300	275,300	358,200	379,700
	46	243,800	277,500	359,900	381,300
	47	245,100	279,600	361,200	382,900
	48	246,400	281,500	362,800	384,400
	49	247,500	283,800	364,000	385,800
	50	248,800	285,500	365,500	387,300
	51	250,200	287,400	367,100	388,800
	52	251,300	289,200	368,700	390,200
	53	252,400	290,600	370,100	391,400
	54	253,800	292,700	371,600	392,700
	55	254,800	294,700	373,100	393,800
	56	255,800	296,900	374,600	394,900
	57	257,000	298,900	376,100	396,300
	58	258,000	301,300	377,500	397,500
	59	259,100	303,500	378,900	398,700
再	60	260,100	306,100	380,200	400,000
任	61	261,300	308,300	381,100	401,200
用	62	262,000	310,700	382,300	402,200
職	63	262,900	313,000	383,500	403,600
員	64	263,500	315,200	384,600	404,900
以	65	264,500	317,300	385,500	406,100
外	66	265,900	319,100	386,700	407,200
の	67	267,000	320,700	387,700	408,400
職	68	268,300	322,300	388,800	409,500
員	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
	73	274,800	332,500	394,300	414,700
	74	275,800	334,600	395,400	415,500
	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700
	77	279,200	340,700	398,500	417,000
	78	280,200	342,600	399,400	417,400
	79	281,400	344,300	400,400	417,800
	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000

89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		

	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

コ 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

サ 第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

シ 第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

参 考 资 料

(職員給与関係資料)

令和4年職員給与等実態調査について	58
第1表 部局別・給料表別人員数	59
第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	60
第3表 職員の年齢階層別構成	60
第4表 職員の平均給与月額	62
第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	63
第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	85
第7表 職員の給料表別扶養親族数	86
第8表 職員の管理職手当の支給状況	86
第9表 職員の地域手当の支給状況	86
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	87
第11表 職員の住居手当等の状況	87
第12表 職員の通勤手当および通勤の状況	88
第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	91

(民間給与関係資料)

令和4年職種別民間給与実態調査について	94
第14表 産業別・企業規模別調査事業所数	95
第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	96
第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	105
第17表 民間における家族手当の支給状況	106
第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	106
第19表 民間における特別給の支給状況	106
第20表 民間における初任給の改定状況	107
第21表 民間における給与改定の状況	107
第22表 民間における定期昇給の実施状況	107
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	108
第24表 民間における定年制の状況	108
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	108
第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	108

(生計費関係資料)

令和4年4月の標準生計費算定方法の概要	110
第27表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	111

(労働経済関係資料)

第28表 労働経済指標	114
-------------	-----

職員給与関係資料

令和4年職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和4年4月1日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について4月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与等に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集計

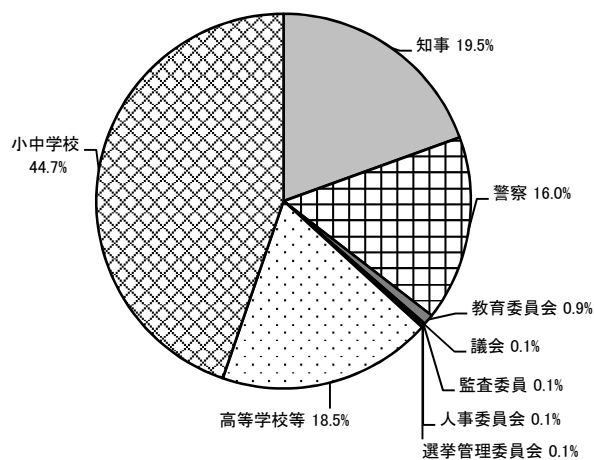
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

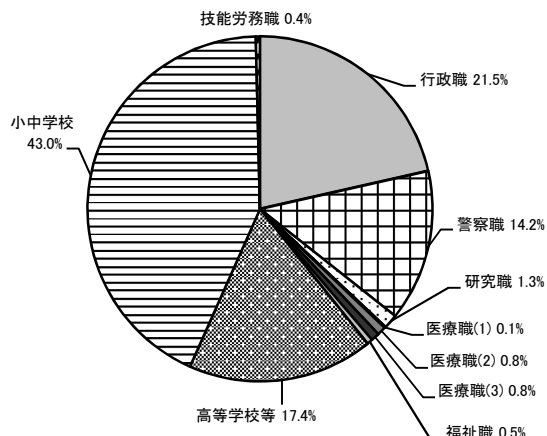
給料表	部局									
	知事	警察	教育委員会	議会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
行政職	2,534	264	111	26	15	10	6	179	299	3,444
警察職	-	2,277	-	-	-	-	-	-	-	2,277
研究職	199	17	-	-	-	-	-	-	-	216
医療職(1)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21
医療職(2)	129	1	-	-	-	-	-	-	1	131
医療職(3)	122	2	2	-	-	-	-	-	-	126
福祉職	87	-	-	-	-	-	-	-	-	87
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	2,771	-	2,789
小学校および中学校等教育職	-	-	16	-	-	-	-	-	6,877	6,893
技能労務職	33	6	-	-	-	-	-	24	-	63
計	3,125	2,567	147	26	15	10	6	2,974	7,177	16,047

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員38人(小学校および中学校等教育職37人、行政職1人)を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない(第12表までについて同じ。)

部局別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表	区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比				
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	男女平均年齢
		%	%	%	%	歳	%	歳	歳	
行政職給料表		-	14.8	11.3	73.9	65.7	42.3	34.3	38.9	41.1
警察職給料表		-	41.8	3.0	55.2	90.3	39.5	9.7	33.9	39.0
研究職給料表		-	3.7	4.2	92.1	76.4	44.3	23.6	41.7	43.7
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	76.2	50.4	23.8	33.9	46.5
医療職給料表(2)		-	-	11.5	88.5	50.4	43.5	49.6	40.6	42.0
医療職給料表(3)		-	-	32.5	67.5	9.5	36.6	90.5	43.7	43.1
福祉職給料表		-	2.3	19.5	78.2	56.3	38.1	43.7	36.8	37.5
高等学校等教育職給料表		-	1.3	2.9	95.8	56.1	43.6	43.9	42.9	43.3
小・中学校等教育職給料表		-	-	4.3	95.7	46.8	39.4	53.2	39.6	39.5
技能労務職給料表		42.9	42.9	11.1	3.2	76.2	50.3	23.8	50.6	50.3
計		0.2	9.6	5.7	84.5	59.0	41.0	41.0	40.0	40.6

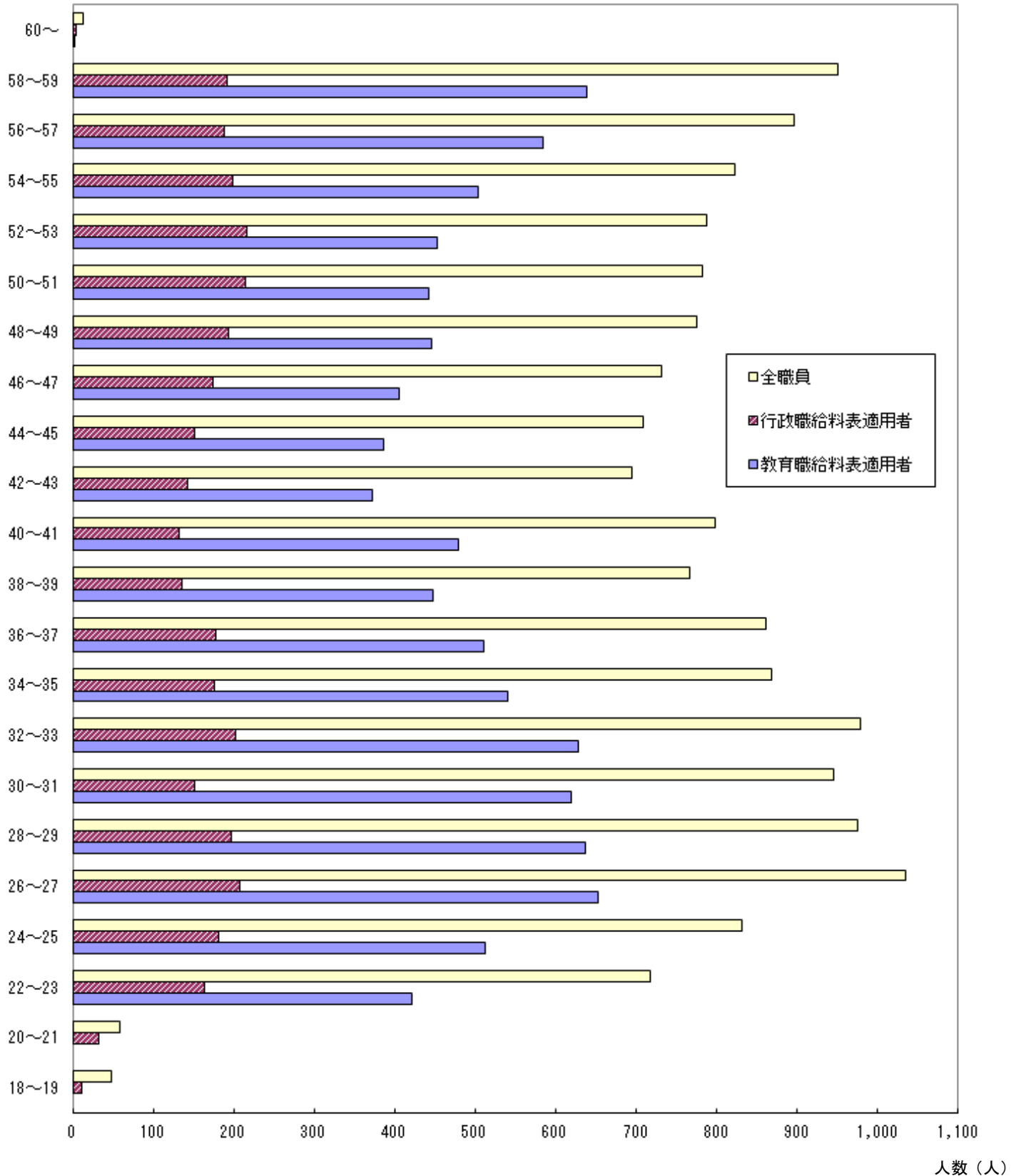
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

年齢階層	職種	一般職員					教育職員			警察職員	全職員
		行政	研究	医療	福祉	技能労務	高等学校等	小学校・中学校等			
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
～ 24	8.2	8.9	3.2	4.7	11.5	3.2	6.8	3.0	8.4	10.3	7.7
25 ～ 29	13.7	14.2	6.6	13.6	21.8	1.6	16.1	12.7	17.5	13.6	15.1
30 ～ 34	12.7	13.0	12.0	9.7	16.1	7.9	15.8	13.7	16.6	14.3	14.8
35 ～ 39	11.8	11.5	15.3	13.7	13.8	-	12.6	11.0	13.2	15.4	12.8
40 ～ 44	10.6	10.2	17.6	11.9	8.0	11.1	10.9	10.3	11.2	16.3	11.6
45 ～ 49	12.9	12.9	12.0	13.7	13.8	9.5	10.7	15.5	8.7	12.6	11.5
50 ～ 54	15.8	15.9	16.2	16.2	4.6	20.7	11.9	14.4	10.8	9.2	12.5
55 ～ 59	14.0	13.3	17.1	14.7	9.2	46.0	15.2	19.3	13.6	8.3	13.9
60 ～	0.3	0.1	-	1.8	1.2	-	-	0.1	-	-	0.1
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4,088	3,444	216	278	87	63	9,682	2,789	6,893	2,277	16,047

2 年齢階層別構成 (グラフ)

年齢 (歳)



第4表 職員の平均給与月額

区分 年月 給与項目	一般職員 (教育職員および警察職員を除く。)		全職員	
	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
	円	円	円	円
給料	323,957	325,860	347,870	349,288
扶養手当	8,340	8,570	8,691	8,638
地域手当	21,333	21,392	22,100	22,157
計	353,630	355,822	378,661	380,083

給料表別

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	計
	歳	円	円	円	円
行政職給料表	41.1	319,851	8,434	20,907	349,192
警察職給料表	39.0	333,994	14,508	21,342	368,844
研究職給料表	43.7	361,213	9,488	23,137	393,838
医療職給料表(1)	46.5	454,462	5,490	82,443	542,395
医療職給料表(2)	42.0	333,333	7,986	21,136	362,455
医療職給料表(3)	43.1	334,637	4,884	20,698	360,219
福祉職給料表	37.5	319,521	7,860	20,290	347,671
高等学校等教育職給料表	43.3	382,977	8,712	23,929	415,618
小学校および中学校等 教育職給料表	39.5	352,430	6,970	22,066	381,466
技能労務職給料表	50.3	342,480	8,524	21,188	372,192

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							1		1
2									
3									
4		1							
5									
6						2			
7		1							
8		69							
9	6	9							
10		15							
11		5	1						1
12	7	58	2						4
13	1	5					1		5
14	1	27	12						3
15		5	3						4
16	5	60	20						2
17	4	8	11						
18	2	35	19						
19	3	15	18					1	
20	17	47	23						
21	1	10	11						
22	2	31	19						
23	1	13	18						
24	7	26	20				1	1	
25	1	15	18						
26	4	38	14					6	
27	1	12	17					3	
28	14	33	22					8	
29	69	15	29					6	
30	5	14	14					5	1
31	1	9	22				10	1	
32	82	9	18				19	1	
33	1	1	18	1			5	2	
34	4	8	7				9	1	
35	5	2	16				17	3	
36	86	3	13				8		
37	11	1	21				9		
38	6	4	12				10		
39	5	2	17	1			5		
40	5		14	1			5		
41			23	1			11		
42		1	8			1	5		
43	2	1	23	1			2		
44	1	1	20	3			2		
45			21	9			2	4	
46			14	9			1		
47	1	1	24	11			1		
48			16	7			1		
49			18	15			1		
50			8	11		8			
51	2		19	15		24			
52		1	9	5	1	3			
53			14	19	1	34			
54			10	9		7			
55			21	9		9			
56			12	13	1	8			
57			17	35	3	10			
58			8	14	1	6			
59			4	17	2	18			
60			10	7		8			
61			6	20	2	17	4		
62			7	8		4			
63			4	20	1	13			
64	1		4	10	2	11			
65				20	4	13			
66			4	14	1	3			
67			4	12	6	15			
68			1	10	10	7			
69			3	12	15	6			
70			3	13	11	7			
71	1		2	5	4	5			
72			4	4	11	8			
73			3	13	12	6			
74	1		2	10	19	5			
75			2	11	21	1			
76	1		2	8	10	7			

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77		1		1	13	19	6			
78				1	9	11	2			
79				1	14	16	6			
80			1		7	7	2			
81		1		2	12	18	2			
82				3	6	11				
83				1	7	15				
84		1		1	8	4	1			
85				1	9	15	24			
86				1	8	11				
87					12	6				
88		3			7	6				
89		2		1	5	11				
90				1	10	9				
91		3			15	20				
92					11	14				
93		10			129	98				
94				1						
95				1						
96										
97										
98				1						
99										
100										
101				2						
102				1						
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109				2						
110				1						
111										
112										
113				6						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計		388	612	828	685	429	309	130	42	21
総計						3,444				

警察職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	1								
2									
3			1						
4				1					
5					1				
6									
7									
8									
9	11								2
10	2								
11									
12	20								
13	2								
14									
15	1								
16	14		1						
17	1								
18	1		1						
19									
20	8								
21									
22			2						
23									
24	17	45	5	1					
25	44	1							
26	7	4	3	3					
27		4							
28	44	32	4	1					
29	2	3							
30	7	5	9	5					3
31	3	2	2						3
32	5	40	5	2					5
33	1	5							1
34	4	7	11	2					
35	1	3							1
36	4	50	21	6	1				
37	1	2	1						1
38	2	17	25	3	1				1
39		8	1						
40	3	27	24	7	2				
41		3	6	1				1	
42		9	14	6					
43		7	6	3				1	
44		15	14	8	1			5	
45	1	4	2	3	1			4	1
46		13	20	9				2	
47		2	6	3	2				
48		12	21	9	1			2	
49		4	2	3	1	1		2	
50		4	16	14	1				
51		3	4	5	2				
52		7	19	10	1			1	
53			5	8			6	1	
54		1	14	14	4		1	2	
55		2	6	2	6	1	12	3	
56			17	17	3		1		
57		2	3	8	4	2	2		
58			14	24	7	1	1		
59		1	5	5	9		5		
60		1	6	17	4				
61			3	15	2	1	2		
62		1	8	11	6		2		
63		2	2	6	5	1	3		
64		2	6	17	5	1	1		
65			4	13	5	1	4		
66			12	13	5				
67		1	4	22	6	2	1		
68			9	10	7	5	1		
69			4	18	23	3	3		
70		1	5	12	3				
71			2	10	7	4	1		
72			5	12	8	1			
73			3	21	12	1	2		
74			4	8	9	1			
75		1	1	18	6	5	1		
76			6	16	15	1			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				2	11	11	2			
78				5	14	6	3			
79				2	15	4	3			
80				2	7	2	1			
81				6	12	8	3			
82				1	12	3	5			
83				3	10	6	24			
84				2	9	8	3			
85				2	14	7	1	1		
86				1	11	3	1			
87					8	2	6			
88		1		2	7	5	1			
89		1		4	7	4	4			
90					8	4	3			
91				3	8	4	3			
92				2	3	5	1			
93				2	9	43	5			
94					3					
95				1	5					
96				1	6					
97				2	4					
98					6					
99				1	8					
100				1	6					
101				1	11					
102					1					
103					8					
104					5					
105				1	6					
106				1	2					
107					6					
108					4					
109					3					
110					4					
111					8					
112					4					
113					8					
114				1	2					
115				1	6					
116					4					
117					4					
118					7					
119				1	3					
120				1	5					
121					5					
122					3					
123				1	7					
124					2					
125					31					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		207	355	447	774	301	101	50	24	18
総計						2,277				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3			1		
4					
5					
6					
7					
8		2			
9					
10		2			
11					
12		1			
13		4			
14		1			
15					
16		1			
17					
18					
19		1			
20		2			
21					
22		1			
23			2		
24		3	1		
25			2		
26		2	2		
27					
28		3	1		1
29			1		
30					1
31			2		
32		2	3		
33		1			3
34		3	2		
35			1		
36		1			
37			2		
38		3			
39		1	1		1
40		3	1		
41			1		
42		2	3		
43					
44		3	1		
45			1	1	
46		2	1		
47				7	
48		2	1	1	
49		2			
50		2	3		
51		1	1	2	
52			1		
53			1	4	
54		1			
55			1	5	
56		1	1		
57			1	2	
58			6		
59				3	
60		3	3	1	
61		3		1	
62			1	1	
63		1	1	2	
64		2	2	1	
65			1	4	
66		1	1	1	
67		3	3	2	
68			1		
69				1	
70				1	
71		1	1		
72			1	1	
73			3	2	
74		1			
75					
76			2		

給 号	級	1	2	3	4	5
77				3		
78				2		
79			1	1		
80						
81				1		
82				2		
83				3		
84						
85				1		
86						
87				1		
88				1		
89				19		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	69	98	43	6
総計				216		

医療職給料表（1）

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5	1			
6				
7				
8	3			
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				1
20				
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				
27				
28	2			
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				1
39		1		
40				
41				
42				
43				
44				2
45				
46				
47				
48				
49				1
50				1
51				
52				
53				
54				1
55				
56				
57				
58				1
59				
60				1
61				1
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	2	1	11
総計	21			

医療職給料表（2）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5			1				1	
6								
7			2					
8								
9				1				
10								
11								
12			1	2				
13				1				
14								
15								
16			1	3				
17			1					
18				1				
19								
20			3	2				
21								
22			1					
23				1				
24			2					
25								
26								
27								
28								1
29								
30				2				
31								1
32				6				1
33				1				
34								
35				2				
36				1				
37				1				
38				1				
39						3		
40						1		
41				1		1		
42				1				
43				3	1	1		
44				3			2	
45					1			
46				1	1			
47				1				
48				1		2	2	
49						2		
50				1	1	1	1	
51					2	1		
52							1	
53						2		
54				1		1		
55				2		2		
56							2	
57					1	1	1	
58						1	1	
59					2	1		
60					2			
61						2		
62					1		2	
63				1				
64								
65						1	3	
66						1		
67						1		
68								
69								
70						2		
71								
72					1			
73								
74								
75						1		
76						1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77					1		
78					2		
79							
80							
81					3		
82							
83							
84							
85					9		
86							
87							
88							
89							
90				1			
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97				1			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	12	41	15	44	16	3
総計				131			

医療職給料表（3）

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6			2			
7						
8			1			
9						
10						
11			1			
12			2			
13		4	3			
14			2			
15			1			
16		2	4			
17						
18			1			
19						
20		4	1			
21						
22		1				
23						
24		1	1			
25						
26			1			
27		2				
28		1				
29		1				
30						
31				1		
32				2		
33						
34						
35			2	1		
36						
37			1			
38						
39			1			
40			2			
41			3			
42						
43						
44						2
45			1	1		1
46						1
47						1
48						1
49						1
50						3
51			1			
52						1
53						
54				2		
55				1		
56						1
57					1	
58						
59						
60				1		
61						
62						
63					1	
64				1		
65						
66				1	1	
67					1	
68						
69						
70				2	1	
71						
72				1	1	
73						
74				1	3	
75						
76				3		

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1	1	
78							
79					1	1	
80							
81					1		
82					3	1	
83							
84					3	2	
85							
86					1		
87					1		
88					1		
89						3	
90							
91							
92						1	
93						16	
94							
95							
96							
97					1		
98							
99					1		
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111					1		
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	16	31	33	34	12
総計		126					

福祉職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		3				
13						
14		3				
15		1				
16		1				
17						
18		2				
19						
20		2				
21		1				
22		1				
23	1	1				
24		1				
25	2					
26						
27						
28	3	1				
29						
30	1	2				
31	1	1				1
32	3	1				
33		1				
34		2				
35	1					
36		1				1
37		1				
38						
39						
40		1				
41		2				
42						
43		1				
44				1		
45				1		
46		1				
47		1	1			
48						
49		1				
50		1		1		
51				1	1	
52		1	1	1		
53						
54		1	1			
55		3	2	1		
56		1				
57		1			1	
58					1	
59					1	
60						
61						
62		1				
63		1				
64		1				
65						
66						
67			1			
68						
69			1			
70						
71				1		
72				1		
73						
74						
75						
76						

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					2		
78							
79					1		
80							
81							
82					2		
83							
84							
85							
86					1		
87					1		
88							
89					1		
90							
91							
92							
93					2		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		12	44	7	18	4	2
総計					87		

高等学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1				1	
2					
3		3			
4					
5		17			
6		3			
7		1			
8		29			
9		1			
10		8			
11					
12		20			
13		1			
14		8			
15		2			
16		31			
17		9			
18		13			
19		6			
20		48			
21		2			
22		14			
23		5			
24	1	50			
25		3			
26		14			
27		7			
28		51			1
29		3			4
30		17			3
31		7			17
32		38			9
33		2			4
34		21			6
35		4			8
36		55			5
37		5			14
38		28			
39		6			
40		35			
41		7			
42		24			
43	1	13			
44	1	18			
45		15			
46		15			
47		23			
48	2	19			
49		22			
50		10			
51		26			
52		9			
53	1	12			
54	1	19			
55		16			
56	1	21		2	
57		15			
58		24		1	
59	1	19		1	
60		24		1	
61		5		5	
62		22		3	
63		10		5	
64		23		6	
65		7		4	
66	1	14			
67		6		5	
68		15		3	
69	1	10		3	
70		19		6	
71		15		5	
72		19			
73	1	15		3	
74		10		1	
75		5		6	
76		15		8	

級 号給	1	2	特2	3	4
77		9		46	
78		18			
79		9			
80		18			
81	1	10	1		
82		27			
83		9			
84	1	20			
85		20	1		
86		21			
87		7			
88		17	1		
89		11			
90		19	1		
91		9	1		
92		12			
93		12			
94		18			
95		9	1		
96		11			
97		8			
98	1	17			
99		8	1		
100		15			
101		12			
102		12			
103		14			
104		18			
105		25	1		
106		17			
107		11			
108		17			
109		20			
110		15			
111		13			
112		18			
113		14			
114		18			
115		20			
116		14			
117		19			
118		15			
119		17			
120		14			
121		9			
122		22			
123		13			
124		24			
125		4			
126		28			
127		10			
128		26			
129		14			
130		11			
131		7			
132		16			
133		18			
134		15			
135		22			
136		27			
137		25			
138		22			
139		39			
140		43			
141		44			
142		49			
143		62			
144		52			
145		193			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	15	2,580	8	115	71
総計			2,789		

小学校および中学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1					
2					
3		9			
4				2	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		165			
18		10			
19		5			
20		190			
21					2
22		16			17
23		3			104
24		181			48
25		1			19
26		26			23
27		4			17
28		173			10
29		11			17
30		38			14
31		10			12
32		169			8
33		4			8
34		37			9
35		14			5
36		216			1
37		10			4
38		58			
39		9			
40		153			
41		11			
42		63			
43		14			
44		153			
45		11			
46		61			
47		14			
48		126			
49		10			
50		58			
51		24			
52		97			
53		15			
54		99			
55		25			
56		67			
57		45	1		
58		37			
59		71			
60		44			
61		58			
62		20			
63		80			
64		39			
65		59			
66		40			
67		56			
68		56			
69		35			
70		47		4	
71		27		1	
72		56	1	1	
73		28		2	
74		66	2	4	
75		27	1	1	
76		56	4	5	

給号	級	1	2	特2	3	4
77			21	2	5	
78			57		5	
79			22	2	1	
80			43	3	21	
81			27		16	
82			52	1	8	
83			28	3	6	
84			51	4	10	
85			30	3	2	
86			50	1	10	
87			32	1	8	
88			68	4	18	
89			22	3	6	
90			69	3	13	
91			27		6	
92			57	4	22	
93			18	1	190	
94			59	4		
95			24			
96			51	3		
97			31	2		
98			55	1		
99			22			
100			45			
101			25			
102			46			
103			26			
104			44	3		
105			25			
106			44	1		
107			18			
108			36	4		
109			13			
110			40			
111			21			
112			36			
113			21			
114			30			
115			24			
116			28			
117			12			
118			26			
119			15			
120			27			
121			13			
122			25			
123			22			
124			28			
125			17			
126			20			
127			22			
128			19			
129			11			
130			27			
131			10			
132			26			
133			18			
134			31			
135			12			
136			26			
137			19			
138			25			
139			19			
140			25			
141			13			
142			17			
143			15			
144			26			
145			17			
146			23			
147			26			
148			32			
149			35			
150			33			
151			40			
152			46			
153			44			
154			54			
155			76			
156			80			
157			329			
計		0	6,146	62	367	318
総計				6,893		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19		1	
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			1
27			
28			
29		1	
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52		1	
53			
54			
55			
56			1
57		1	
58		1	
59		1	
60			
61			
62		1	
63			1
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			1
71			2
72			
73			
74			2
75			
76			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
77 78 79 80			1
81 82 83 84		1	
85 86 87 88			1 2
89 90 91 92			1
93 94 95 96			1 1
97 98 99 100			1
101 102 103 104			
105 106 107 108			1 1
109 110 111 112			2 2 1
113 114 115 116		1	1 1 1 1
117 118 119 120			3 2
121 122 123 124			2 1 4
125 126 127 128			1 2 1
129 130 131 132			1
133 134 135 136			2
137 138 139 140			1 1
141 142 143 144			6
145 146 147 148			
149 150 151 152			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
153 154 155 156			
157 158 159 160			
161 162 163 164			
165 166 167 168			
169 170 171 172			
173			
計	0	9	54
総 計		63	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,544	円 317,099	人 512	円 314,477
1年未満		73	195,635	6	157,092
1年以上 2年未満		80	197,018	8	161,300
2年以上 3年未満		93	203,091	11	168,524
3年以上 5年未満		182	215,817	27	177,277
5年以上 7年未満		193	229,768	27	196,591
7年以上 10年未満		232	249,407	30	212,048
10年以上 15年未満		384	286,077	45	242,646
15年以上 20年未満		246	331,853	50	286,779
20年以上 25年未満		262	372,842	42	326,902
25年以上 30年未満		307	396,999	82	360,983
30年以上 35年未満		367	413,504	88	380,234
35年以上		125	427,800	96	400,217

第7表 職員の給料表別扶養親族数

給料表	区分	扶養手当 受給者	扶養親族数			受給者1人 当たりの 扶養親族数	全職員1人 当たりの 扶養親族数	
			配偶者	子供	配偶者・ 子以外			計
行政職	人	1,402	742	2,109	46	2,897	2.1	0.8
警察職	人	1,441	911	2,513	20	3,444	2.4	1.5
研究職	人	105	53	150	4	207	2.0	1.0
医療職(1)	人	5	3	9	0	12	2.4	0.6
医療職(2)	人	53	22	81	5	108	2.0	0.8
医療職(3)	人	32	3	52	1	56	1.8	0.4
福祉職	人	32	16	49	3	68	2.1	0.8
高等学校等教育職	人	1,160	487	1,821	52	2,360	2.0	0.8
小学校および 中学校等教育職	人	2,358	878	3,818	99	4,795	2.0	0.7
技能労務職	人	32	22	30	2	54	1.7	0.9
計	人	6,620	3,137	10,632	232	14,001	2.1	0.9

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	人 22	人 68	人 186	人 300	人 145	人 377	人 326	人 1,424	円 62,771

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			18.5%	16.0%	6.0%
人員(人)		16,047	26	21	16,000
構成比(%)		100.0	0.2	0.1	99.7
平均手当月額(円)		22,100	64,368	82,443	21,952

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 44	人 1	人 0	人 15	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 60	円 36,133

第11表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対する割合	平均手当月額
支 給 を 受 け て い る 者		人 3,239	% 20.2	円 29,017
対 象	職員自らが居住する借家・借間①	3,238	20.2	29,021
	配偶者等が居住する借家・借間②	1	0.1	15,000
全職員1人当たりの手当額		5,857 円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
13,001 円以上 31,000 円以下		28	0.9
31,001 円以上 55,000 円以下		910	28.1
55,001 円以上		2,300	71.0
計		3,238	100.0
平均家賃額	63,255 円		

注 1の表①の職員を対象とした。

第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全職員に 対する割合	受給者に 対する割合
	人	%	%
支給を受けている者	14,882	92.7	100.0
交通機関のみ利用者	2,577	16.1	17.3
交通用具のみ利用者	11,044	68.8	74.2
自動車利用者	10,551	65.8	70.9
自転車等利用者	493	3.1	3.3
交通機関と交通用具との併用者	1,261	7.9	8.5
自動車との併用者	1,017	6.3	6.8
自転車等との併用者	244	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,897 円		
全職員1人当たりの手当額	10,106 円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	1,889 (691)	49.2	49.2
10,001円以上 12,000円以下	378 (125)	9.8	59.1
12,001円以上 14,000円以下	238 (54)	6.2	65.3
14,001円以上 16,000円以下	308 (100)	8.0	73.3
16,001円以上 18,000円以下	196 (40)	5.1	78.4
18,001円以上 20,000円以下	105 (28)	2.7	81.1
20,001円以上 22,000円以下	182 (59)	4.7	85.9
22,001円以上 24,000円以下	217 (98)	5.7	91.5
24,001円以上 26,000円以下	64 (5)	1.7	93.2
26,001円以上 28,000円以下	126 (36)	3.3	96.5
28,001円以上 30,000円以下	52 (13)	1.4	97.8
30,001円以上 32,000円以下	19 (1)	0.5	98.3
32,001円以上 34,000円以下	13 (5)	0.3	98.7
34,001円以上 36,000円以下	16 (0)	0.4	99.1
36,001円以上 38,000円以下	9 (0)	0.2	99.3
38,001円以上 40,000円以下	5 (1)	0.1	99.4
40,001円以上 42,000円以下	4 (0)	0.1	99.5
42,001円以上 44,000円以下	4 (0)	0.1	99.6
44,001円以上 46,000円以下	1 (0)	0.0	99.7
46,001円以上 48,000円以下	1 (0)	0.0	99.7
48,001円以上 50,000円以下	2 (1)	0.1	99.7
50,001円以上 52,000円以下	1 (0)	0.0	99.8
52,001円以上	8 (4)	0.2	100.0
計	3,838 (1,262)	100.0	-
平均所要額	12,137 円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,887 (234)	16.3	16.3
5km以上 10km未満	3,112 (168)	26.9	43.2
10km以上 14km未満	2,012 (113)	17.4	60.6
14km以上 18km未満	1,521 (130)	13.1	73.8
18km以上 22km未満	1,081 (103)	9.3	83.1
22km以上 26km未満	675 (70)	5.8	88.9
26km以上 30km未満	381 (34)	3.3	92.2
30km以上 34km未満	298 (21)	2.6	94.8
34km以上 38km未満	164 (15)	1.4	96.2
38km以上 42km未満	164 (25)	1.4	97.6
42km以上 46km未満	90 (28)	0.8	98.4
46km以上 50km未満	59 (18)	0.5	98.9
50km以上 54km未満	35 (17)	0.3	99.2
54km以上 58km未満	37 (17)	0.3	99.6
58km以上 62km未満	24 (11)	0.2	99.8
62km以上	28 (14)	0.2	100.0
計	11,568 (1,018)	100.0	-
平均使用距離	13.9 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	421 (228)	57.1	57.1
5km以上 10km未満	171 (12)	23.2	80.3
10km以上 15km未満	77 (0)	10.4	90.8
15km以上 20km未満	46 (3)	6.2	97.0
20km以上 25km未満	16 (1)	2.2	99.2
25km以上 30km未満	1 (0)	0.1	99.3
30km以上	5 (0)	0.7	100.0
計	737 (244)	100.0	-
平均使用距離	6.4 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	139			136		2	1			
警察職給料表	5					4		1		
研究職給料表	11		11							
医療職給料表(2)	3			2	1					
医療職給料表(3)	3				3					
福祉職給料表	2			2						
高等学校等教育職給料表	236	13	223							
小学校および中学校等 教育職給料表	216		205		11					
技能労務職給料表	29									
給料表計	644									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	60			59		1				
警察職給料表	2					1		1		
研究職給料表	4		3		1					
医療職給料表(3)	2				2					
福祉職給料表	2			2						
高等学校等教育職給料表	2		2							
技能労務職給料表	7									
給料表計	79									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 648 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 32 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 448 人（行政職に相当する調査実人員 400 人）、初任給関係以外の調査職種 6,102 人（行政職に相当する調査実人員 5,542 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、48,493 人であり、このうち、行政職に相当するものは 44,365 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 127	事業所 23	事業所 16	事業所 14	事業所 57	事業所 17
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	6	2	—	1	2	1
製 造 業	94	14	14	8	45	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	7	2	—	1	4	—
卸 売 業 , 小 売 業	5	2	—	3	—	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	3	—	1	—	1	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	12	3	1	1	5	2

注1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が6所あった。

2 調査対象事業所133所に占める調査完了事業所127所の割合（調査完了率）は、95.5%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	6	49.4	652,174	3,001	649,173		
短大卒	4	48.1	719,199	0	719,199		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	9	55.8	662,738	0	662,738	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	4	56.9	669,799	0	669,799		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	4	55.6	639,730	0	639,730		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	115	53.6	684,741	3,517	681,224	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	83	53.7	702,887	3,000	699,887		
短大卒	17	53.3	652,957	8,874	644,083		
高校卒	15	53.3	616,896	0	616,896		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	205	53.1	773,575	5,747	767,828	同上	同上
大学卒	172	53.2	796,726	5,381	791,345		
短大卒	11	50.3	636,041	1,664	634,377		
高校卒	22	53.6	640,605	11,111	629,494		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	44	54.9	611,398	1,394	610,004	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	29	55.1	641,291	2,042	639,249		
短大卒	9	52.9	578,907	67	578,840		
高校卒	6	56.4	509,888	0	509,888		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	25	51.9	591,323	12,107	579,216	同上	同上
大学卒	13	49.4	643,797	4,374	639,423		
短大卒	3	46.7	497,375	12,206	485,169		
高校卒	8	56.4	552,346	17,457	534,889		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長	276	50.5	555,921	9,077	546,844	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	169	49.7	585,539	7,886	577,653		
短大卒	40	49.9	513,963	11,810	502,153		
高校卒	67	52.7	508,205	10,375	497,830		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	421	48.7	649,851	5,272	644,579	同上	同上
大学卒	329	48.3	664,663	4,252	660,411		
短大卒	28	49.0	598,421	8,231	590,190		
高校卒	62	51.8	572,499	10,265	562,234		
中学卒	2	45.6	488,061	36,986	451,075		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	107	47.9	529,339	50,557	478,782		
短大卒	71	46.4	563,806	57,696	506,110		
高校卒	17	50.1	468,894	32,092	436,802		
中学卒	19	51.9	447,424	39,642	407,782		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	76	49.6	596,224	30,719	565,505	同 上	同 上
大学卒	61	49.9	610,927	26,085	584,842		
短大卒	4	45.4	564,647	22,156	542,491		
高校卒	11	49.4	527,620	58,681	468,939		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	288	48.5	462,063	57,541	404,522	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	147	47.7	467,044	56,746	410,298		
短大卒	53	49.3	453,054	60,888	392,166		
高校卒	86	49.2	459,775	57,385	402,390		
中学卒	2	45.5	433,113	31,787	401,326		
技術係長	586	44.6	517,598	79,746	437,852	同 上	同 上
大学卒	416	43.7	522,336	80,128	442,208		
短大卒	52	46.1	491,862	67,365	424,497		
高校卒	116	48.4	508,801	85,401	423,400		
中学卒	2	52.5	407,781	74,985	332,796		
事務主任	276	45.2	397,332	45,048	352,284	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	同 上
大学卒	136	43.7	407,782	45,254	362,528		
短大卒	58	46.0	377,703	45,937	331,766		
高校卒	81	47.5	392,099	43,766	348,333		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	493	40.6	429,258	66,996	362,262	同 上	同 上
大学卒	378	39.5	430,143	68,128	362,015		
短大卒	39	43.9	425,034	51,876	373,158		
高校卒	76	45.2	426,250	68,098	358,152		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,185	37.4	348,349	40,656	307,693	同 上	同 上
大学卒	637	33.9	371,956	48,330	323,626		
短大卒	211	40.8	310,587	29,700	280,887		
高校卒	336	42.5	323,234	31,661	291,573		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	1,430	38.3	392,706	52,944	339,762	同 上	同 上
大学卒	870	36.1	406,394	58,139	348,255		
短大卒	166	41.4	359,836	45,385	314,451		
高校卒	388	41.5	377,109	45,690	331,419		
中学卒	6	49.8	337,900	20,837	317,063		

注3 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいい、「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 9 級
大学卒	3	51.0	689,883	0	689,883		
短大卒	2	48.3	717,975	0	717,975		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	5	55.9	746,938	0	746,938	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	3	56.2	721,026	0	721,026		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	69	53.9	720,427	1,226	719,201	2 課 以 上 ま た は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	53	53.9	737,763	1,331	736,432		
短大卒	12	53.7	680,112	1,148	678,964		
高校卒	4	54.6	609,872	0	609,872		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	153	53.5	837,920	180	837,740	同 上	同 上
大学卒	135	53.8	852,596	78	852,518		
短大卒	7	48.9	668,459	2,535	665,924		
高校卒	11	52.4	747,924	0	747,924		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	21	55.3	640,559	126	640,433	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	14	55.8	653,422	143	653,279		
短大卒	6	53.6	612,852	103	612,749		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	5	48.7	599,355	0	599,355	同 上	同 上
大学卒	4	47.8	601,558	0	601,558		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	134	51.1	654,144	12,105	642,039	2 係 以 上 ま た は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 7 級、8 級
大学卒	97	50.2	660,546	9,023	651,523		
短大卒	15	52.2	630,630	19,985	610,645		
高校卒	22	54.3	642,369	19,951	622,418		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	337	48.7	673,405	4,398	669,007	同 上	同 上
大学卒	277	48.4	683,564	3,574	679,990		
短大卒	19	49.1	608,669	10,949	597,720		
高校卒	40	51.4	614,483	8,790	605,693		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	59	47.1	580,051	76,792	503,259		
短大卒	43	45.6	606,336	84,400	521,936		
高校卒	6	51.1	504,550	51,273	453,277		
中学卒	10	52.3	493,061	54,359	438,702		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	34	50.5	603,870	56,286	547,584	同 上	同 上
大学卒	27	51.5	607,493	45,643	561,850		
短大卒	3	45.8	588,083	32,398	555,685		
高校卒	4	47.4	591,611	143,726	447,885		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	125	49.8	514,279	55,043	459,236	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	77	48.7	502,708	53,261	449,447		
短大卒	13	49.0	442,028	66,674	375,354		
高校卒	35	52.6	564,599	54,897	509,702		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	425	44.6	528,073	79,289	448,784	同 上	同 上
大学卒	314	43.9	529,846	79,435	450,411		
短大卒	40	46.0	489,870	60,873	428,997		
高校卒	71	48.6	546,061	92,935	453,126		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	173	46.5	437,062	46,910	390,152	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	95	45.3	441,161	46,281	394,880		
短大卒	36	47.5	402,407	41,976	360,431		
高校卒	41	48.8	457,803	52,651	405,152		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	351	41.0	441,610	68,351	373,259	同 上	同 上
大学卒	281	40.1	441,393	69,686	371,707		
短大卒	22	45.6	446,645	48,873	397,772		
高校卒	48	45.1	440,839	67,818	373,021		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	616	36.9	384,356	47,110	337,246		行政職1級
大学卒	358	33.3	411,266	55,308	355,958		
短大卒	98	41.0	330,418	32,109	298,309		
高校卒	160	43.1	353,012	36,644	316,368		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	948	38.7	406,236	55,288	350,948		同 上
大学卒	540	36.7	427,052	62,283	364,769		
短大卒	116	41.5	370,384	47,113	323,271		
高校卒	288	41.3	381,529	46,046	335,483		
中学卒	4	53.9	344,602	16,726	327,876		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 7 級、8 級
大学卒	3	47.8	614,497	6,000	608,497		
短大卒	2	48.0	720,495	0	720,495		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	4	55.8	556,643	0	556,643	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	54.8	562,764	0	562,764		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	31	53.0	630,367	5,379	624,988	2 課 以 上 ま た は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	19	53.4	642,362	8,450	633,912		
短大卒	3	49.2	577,054	0	577,054		
高校卒	9	53.4	621,110	0	621,110		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	40	52.1	589,562	7,419	582,143	同 上	同 上
大学卒	29	51.5	596,988	9,886	587,102		
短大卒	4	52.9	574,120	0	574,120		
高校卒	7	54.3	564,192	315	563,877		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	22	54.7	589,889	2,473	587,416	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	14	54.7	636,059	3,737	632,322		
短大卒	3	51.6	513,817	0	513,817		
高校卒	5	56.0	492,161	0	492,161		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	17	52.5	609,260	9,172	600,088	同 上	同 上
大学卒	9	50.1	660,644	6,118	654,526		
短大卒	2	49.1	531,151	17,944	513,207		
高校卒	6	57.0	556,679	11,066	545,613		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	118	49.8	463,431	5,416	458,015	2 係 以 上 ま た は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級、6 級
大学卒	58	49.1	486,720	4,673	482,047		
短大卒	20	48.2	447,505	8,561	438,944		
高校卒	40	51.6	437,774	4,868	432,906		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	64	49.1	518,933	5,893	513,040	同 上	同 上
大学卒	42	47.4	514,441	9,008	505,433		
短大卒	6	49.3	613,477	0	613,477		
高校卒	16	53.2	496,588	37	496,551		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	42	48.6	480,281	21,940	458,341		
短大卒	23	47.4	517,442	19,212	498,230		
高校卒	10	49.0	459,083	23,486	435,597		
中学卒	9	51.5	408,831	27,196	381,635		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	42	49.0	591,245	14,070	577,175	同 上	同 上
大学卒	34	48.8	613,121	13,596	599,525		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	7	50.4	497,469	18,610	478,859		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	131	48.0	433,888	63,635	370,253	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	54	47.8	446,530	69,632	376,898		
短大卒	33	49.7	464,030	60,777	403,253		
高校卒	43	46.8	390,125	57,567	332,558		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	145	44.3	471,927	81,903	390,024	同 上	同 上
大学卒	98	42.9	480,027	83,427	396,600		
短大卒	9	47.0	526,045	117,360	408,685		
高校卒	36	47.7	437,195	68,807	368,388		
中学卒	2	52.5	407,781	74,985	332,796		
事務主任	89	43.0	338,712	43,128	295,584	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	39	40.0	336,348	43,658	292,690		
短大卒	19	43.5	340,672	53,729	286,943		
高校卒	31	46.6	340,574	35,789	304,785		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	130	39.8	396,211	62,149	334,062	同 上	同 上
大学卒	89	37.6	393,389	61,486	331,903		
短大卒	15	42.1	395,292	52,533	342,759		
高校卒	26	45.8	406,708	70,019	336,689		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	455	38.3	295,967	31,694	264,273		行政職 1級
大学卒	216	35.2	301,240	36,537	264,703		
短大卒	88	40.2	289,033	26,169	262,864		
高校卒	150	41.7	292,391	27,837	264,554		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	427	35.9	319,572	41,151	278,421		同 上
大学卒	296	33.2	317,479	41,202	276,277		
短大卒	41	42.0	303,257	37,694	265,563		
高校卒	88	43.1	334,683	42,531	292,152		
中学卒	2	34.0	312,343	36,515	275,828		

4 規模 50 人以上 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	15	53.4	639,417	9,767	629,650	2 課 以 上 ま た は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	11	53.3	650,656	955	649,701		
短大卒	2	56.5	604,825	68,000	536,825		
高校卒	2	50.5	612,200	0	612,200		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	12	51.8	500,005	78,333	421,672	同 上	同 上
大学卒	8	49.8	510,753	88,000	422,753		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	55.8	478,511	59,000	419,511		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	X	X	X	X	X	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	3	53.2	459,173	52,333	406,840	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長	24	50.2	487,466	11,088	476,378	2 係 以 上 ま た は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
大学卒	14	48.5	500,605	13,932	486,673		
短大卒	5	50.7	460,827	2,100	458,727		
高校卒	5	54.5	477,317	12,116	465,201		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	20	48.6	459,777	26,920	432,857	同 上	同 上
大学卒	10	49.0	456,094	14,600	441,494		
短大卒	3	47.2	471,168	131	471,037		
高校卒	6	50.3	465,183	51,833	413,350		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	6	49.5	397,016	8,316	388,700		
短大卒	5	48.1	405,869	8,200	397,669		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	32	45.5	392,691	38,665	354,026	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	16	43.0	380,168	21,201	358,967		
短大卒	7	47.8	411,766	51,478	360,288		
高校卒	8	48.4	396,517	67,215	329,302		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	16	46.9	429,151	81,821	347,330	同 上	同 上
大学卒	4	45.3	475,299	102,762	372,537		
短大卒	3	44.8	432,727	76,667	356,060		
高校卒	9	48.3	407,448	74,232	333,216		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	14	44.9	301,777	34,606	267,171	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	2	43.0	270,045	27,438	242,607		
短大卒	3	44.5	337,872	38,985	298,887		
高校卒	9	45.4	296,797	34,739	262,058		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	12	32.8	340,581	74,284	266,297	同 上	同 上
大学卒	8	31.1	338,987	77,916	261,071		
短大卒	2	36.0	395,470	88,667	306,803		
高校卒	2	36.5	292,066	45,372	246,694		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	114	37.1	313,018	32,762	280,256	同 上	行政職 1級
大学卒	63	33.6	333,710	39,292	294,418		
短大卒	25	42.0	286,911	29,919	256,992		
高校卒	26	42.8	277,155	15,943	261,212		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	55	37.7	285,843	24,823	261,020	同 上	同 上
大学卒	34	35.7	274,105	20,158	253,947		
短大卒	9	36.4	282,759	23,950	258,809		
高校卒	12	44.4	321,412	38,694	282,718		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	2	56.5	1,382,000	0	1,382,000	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	49	49.7	786,837	1,316	785,521	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	86	42.2	494,383	24,110	470,273	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研 究 員	105	37.9	394,869	35,264	359,605	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	116	32.1	314,173	33,928	280,245	
研究 補 助 員	14	29.4	257,250	10,429	246,821	

その3 教育関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大 学 学 部 長	8	59.3	991,617	67,360	924,257	
大 学 教 授	70	52.0	924,025	55,361	868,664	
大 学 准 教 授	49	44.5	793,231	41,270	751,961	
大 学 講 師	29	45.5	741,388	53,900	687,488	
大 学 助 教	3	52.5	759,023	0	759,023	
高等学校教頭	2	57.0	631,077	46,552	584,525	
高等学校教諭	24	44.2	553,291	31,424	521,867	

その4 技能・労務関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
用 務 員	3	52.0	218,264	0	218,264	

その5 再雇用者（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
事務・技術部長	20	62.1	753,487	705	752,782	
事務・技術部次長	2	62.0	462,400	0	462,400	
事務・技術課長	16	62.1	398,559	10,571	387,988	
事務・技術課長代理	9	65.2	350,869	0	350,869	
事務・技術係長	13	61.9	315,901	34,465	281,436	
事務・技術主任	17	62.3	279,134	25,787	253,347	
事務・技術係員	228	62.3	292,016	19,942	272,074	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和4年4月)

職 種	学 歴	規 模 計			
		規 模 計	規 模 500 人 以 上	規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	規 模 50 人 以 上 100 人 未 満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	210,219	220,400	200,881	※ 199,200
	短大卒	190,770	192,553	189,810	※ 187,633
	高校卒	171,061	173,133	167,907	※ 177,000
新卒事務員	大学卒	205,878	217,677	196,077	※ 203,500
	短大卒	189,123	※ 187,697	189,138	X
	高校卒	171,544	※ 173,409	169,376	X
新卒技術者	大学卒	216,548	223,283	※ 215,902	※ 196,333
	短大卒	192,245	195,259	※ 191,103	※ 184,450
	高校卒	170,715	173,070	※ 165,222	X
新卒研究員	大学卒	※ 219,063	X	X	-
新卒研究補助員	短大卒	X	X	-	-
新卒高等学校教諭	大学卒	X	-	X	-

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.2%
配偶者に家族手当を支給する		60.5%
家族手当制度がない		18.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,985円
	配偶者と子1人	19,241円
	配偶者と子2人	24,289円

- 注1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 注2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は74.5%である。
 注3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況および在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務関連手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	%	%	%	
64.3	(40.1)	(59.9)	35.7		

注 ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
19.6%	80.4%

注 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第19表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	386,667	293,889
	上半期 (A2)	387,176	287,482
特別給の支給額	下半期 (B1)	864,513	554,550
	上半期 (B2)	841,819	520,700
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.24	1.89
	上半期 (B2/A2)	2.17	1.81
	年間計	4.41	3.70
年間の平均		4.41	

- 注1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 注2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計	% 35.1	% (41.4)	% (58.6)	% -	% 64.9
	500人以上	35.0	(59.6)	(40.4)	-	65.0
	100人以上500人未満	35.2	(26.4)	(73.6)	-	64.8
	50人以上100人未満	35.3	(33.3)	(66.7)	-	64.7
高校卒	規模計	21.9	(39.9)	(60.1)	-	78.1
	500人以上	23.0	(46.7)	(53.3)	-	77.0
	100人以上500人未満	24.2	(40.2)	(59.8)	-	75.8
	50人以上100人未満	11.8	-	(100.0)	-	88.2

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	% 49.0	% 9.5	% -	% 41.5
課 長 級	39.3	9.3	-	51.4

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	% 90.7	% 89.8	% 28.5	% 3.8	% 57.5	% 0.9	% 9.3
課 長 級	80.7	79.7	24.1	3.0	52.6	1.0	19.3

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	58.5 %	41.5 %	48.7 %	51.3 %	44.3 %	55.7 %
	500 人以上	58.1	41.9	44.8	55.2	41.2	58.8
	100 人以上 500 人未満	57.7	42.3	49.6	50.4	45.8	54.2
	50 人以上 100 人未満	62.8	37.2	58.2	41.8	50.3	49.7

第 24 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0 %	82.0 %	18.0 %	- %

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 25 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60 歳で減額	
	課 長 級	60.8 %	51.7 %	39.2 %
	非 管 理 職	46.4	46.4	53.6

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 26 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
82.4 %	84.1 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

生計費關係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、家計調査（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

1 標準生計費の費目の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれの家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」および「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定した。

なお、2人から5人世帯については、「家計調査」（大津市・勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、有業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注）家計調査の大津市における集計世帯数は96世帯

第 27 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 4 年 4 月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	33,920	42,990	55,070	67,130	79,200
住居関係費	36,790	65,250	52,070	38,890	25,700
被服・履物費	7,020	4,840	7,580	10,320	13,050
雑 費 I	21,640	35,580	51,150	66,730	82,300
雑 費 II	7,870	14,550	17,300	20,040	22,780
計	107,240	163,210	183,170	203,110	223,030

労働経済関係資料

第 28 表 労働経済指標

その 1 民間給与および労働時間

項目 年月	全 国					
	① きまって支給する 給与(調査産業計)		② 所 定 内 給 与 (調査産業計)		③ 総実労働時間数 (調査産業計)	④ 所定外労働時間数 (調査産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和 2 年度	※ 293.1	※ △1.0	※ 271.0	※ 0.1	140.0	10.6
令和 3 年度	※ 296.7	※ 1.2	※ 273.2	※ 0.8	142.5	11.7
令和 3 年 1 月	293.0	0.0	270.0	0.4	135.1	11.0
2 月	292.8	△0.3	269.9	0.3	135.4	11.1
3 月	297.3	1.1	273.7	1.5	145.1	12.0
4 月	300.3	1.6	275.9	1.1	150.4	12.1
5 月	294.9	2.6	272.1	1.4	136.0	11.1
6 月	297.2	2.1	274.4	0.8	146.9	11.4
7 月	297.7	1.7	274.0	0.7	146.9	11.9
8 月	295.0	1.3	271.9	0.7	135.8	10.9
9 月	296.3	1.2	273.6	0.7	141.4	11.3
10 月	298.6	0.8	275.1	0.5	144.8	11.7
11 月	298.0	1.3	273.9	1.0	145.8	12.1
12 月	298.6	1.2	273.7	0.7	144.5	12.3
令和 4 年 1 月	298.9	2.0	274.7	1.8	136.9	11.8
2 月	299.5	2.3	275.2	1.9	136.6	11.9
3 月	304.0	2.2	278.9	1.9	144.5	12.6
4 月	307.9	2.5	281.9	2.2	149.0	12.9

注 1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事業所規模 30 人以上の数値であり、パートタイム労働者等が含まれている。

2 ①、②、⑤、⑥については、令和 2 年平均=100 とした指数を基礎としている。

3 ※は、暦年によるものである。

滋 賀 県					
⑤ きまって支給する 給与(調査産業計)		⑥ 所 定 内 給 与 (調査産業計)		⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
※ 278.5	※ △4.1	※ 254.7	※ △1.7	136.6	10.4
※ 273.5	※ △1.8	※ 248.4	※ △2.5	136.0	11.2
270.5	△1.9	247.2	△0.3	127.6	10.5
269.8	△4.1	246.0	△2.9	130.8	10.5
272.2	△3.0	247.7	△2.4	135.9	10.9
280.0	△1.2	254.0	△1.7	145.1	11.4
271.7	0.3	247.3	△1.1	130.4	10.4
272.6	0.3	248.3	△2.1	139.3	10.8
275.5	△0.2	249.5	△2.1	143.1	11.9
272.4	△2.7	247.4	△3.6	129.3	10.9
271.6	△2.5	246.4	△4.3	131.2	10.6
272.9	△3.2	247.8	△3.7	137.6	11.0
276.1	△1.4	249.5	△2.5	139.2	11.3
277.1	△1.7	249.8	△2.8	138.0	11.8
279.9	3.5	253.9	2.8	130.4	11.3
280.7	4.0	254.2	3.3	133.2	11.8
281.3	3.4	256.5	3.6	135.5	11.3
285.9	2.2	260.0	2.4	144.3	11.7

その2 雇用・生計費等

項目 年月	①常用雇用指数(調査産業計)				②有効求人倍率 (季節調整値)		③
	全 国		滋賀県		全 国	滋賀県	完全失業率 (季節調整値)
	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)
令和2年度	※ 100.0	※ 0.3	※ 100.0	※ 0.2	1.10	0.86	2.9
令和3年度	※ 99.8	※ △0.2	※ 98.1	※ △1.9	1.16	0.97	2.8
令和3年1月	99.7	△0.3	98.2	4.1	1.08	0.86	3.0
2月	99.5	△0.4	98.2	1.0	1.09	0.89	2.9
3月	98.9	△0.2	98.0	0.3	1.10	0.90	2.7
4月	100.3	△0.3	96.8	△5.4	1.09	0.91	2.8
5月	100.2	0.2	98.2	△0.7	1.10	0.91	2.9
6月	100.1	0.0	98.8	0.3	1.13	0.93	2.9
7月	100.1	△0.1	98.9	△0.2	1.14	0.95	2.8
8月	99.8	△0.2	98.8	△3.1	1.15	0.95	2.8
9月	99.6	△0.3	98.2	△4.3	1.15	0.98	2.8
10月	99.7	△0.3	97.9	△4.7	1.16	0.98	2.7
11月	99.6	△0.5	97.7	△4.4	1.17	0.99	2.8
12月	99.6	△0.4	97.4	△5.1	1.17	0.98	2.7
令和4年1月	98.5	△1.2	99.8	1.6	1.20	0.98	2.8
2月	98.3	△1.2	99.6	1.4	1.21	1.03	2.7
3月	97.6	△1.3	99.1	1.1	1.22	1.04	2.6
4月	99.2	△1.1	99.2	2.5	1.23	1.06	2.5

注1 ①、②厚生労働省、③～⑤総務省、⑥日本銀行による。

2 ①、⑤、⑥は令和2年基準(ただし、⑤、⑥の令和2年度は平成27年基準)である。

3 ※は、暦年によるものである。

4 ②の滋賀県の令和2年度、令和3年度の欄は原数値である。

④消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑤消費者物価指数 (総 合)				⑥国内企業物価指数	
全 国		大津市		全 国		大津市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)
304.5	△5.0	※ 308.0	※ △4.0	101.7	△0.2	102.1	△0.5	100.2	△1.4
311.2	2.2	※ 314.2	※ 2.0	100.0	0.1	99.6	△0.1	106.9	7.0
297.6	△4.8	283.6	△14.4	99.8	△0.7	99.5	△1.0	100.3	△1.8
280.8	△7.4	236.6	△19.1	99.8	△0.5	99.4	△0.9	100.8	△0.9
344.1	6.7	355.7	29.9	99.9	△0.4	99.4	△1.0	101.8	1.0
338.6	11.5	301.8	1.4	99.1	△1.1	98.7	△1.6	102.7	3.5
317.7	13.1	293.0	△21.8	99.4	△0.8	99.2	△1.1	103.4	4.8
281.2	△5.8	272.0	8.5	99.5	△0.5	99.5	△0.6	104.2	4.9
302.8	4.9	265.9	0.1	99.7	△0.3	99.4	△0.7	105.4	5.6
294.1	△3.4	293.3	△0.1	99.7	△0.4	99.5	△0.5	105.5	5.6
295.8	△2.8	281.1	△40.0	100.1	0.2	99.7	0.0	106.0	6.2
312.7	0.1	426.6	47.8	99.9	0.1	99.6	△0.3	107.5	8.0
304.2	△0.4	380.5	41.6	100.1	0.6	99.7	0.3	108.2	8.9
344.1	3.1	380.6	31.2	100.1	0.8	99.7	0.7	108.4	8.6
314.4	5.6	463.1	63.3	100.3	0.5	100.0	0.5	109.3	9.0
285.3	1.6	303.0	28.1	100.7	0.9	100.2	0.8	110.3	9.4
343.7	△0.1	327.5	△7.9	101.1	1.2	100.2	0.8	111.3	9.3
344.1	1.6	322.4	6.8	101.5	2.5	100.9	2.2	113.0	10.0

